

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、青松会職員労働組合執行委員長渡辺晃行から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
労働条件に関する要求
- 2 期 間
平成28年3月28日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
医療法人青松会松浜病院の従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。